

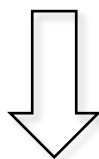
平成30年度由利本荘市住宅リフォーム資金助成事業の改正概要

◇現行の制度概要

〔一般型リフォーム工事〕

一般型リフォーム工事については補助対象工事費用（50万円以上）の10%に相当する金額。ただし、相当額が10万円を超えた場合は10万円を限度額とする。

※災害の有無にかかわらず一回限りの申請のみとする。



今回の改正（案）では

平成30年4月1日以降の自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象により生ずる被害）に伴う住宅被害の復旧が必要な場合、

「この補助事業の災害ごとに再申請を認め、

復旧工事にかかる費用の補助を行う。」



※再申請の補助内容は一般型と同じ補助対象工事費用（50万円以上）の10%に相当する金額。相当額が10万円を超えた場合は10万円を限度額とする。（罹災証明を添付してもらいます。）